

くらし安全安心だより

使用中に偽の警告表示！

慌てて事業者に連絡しないで

【事例】

パソコンでインターネットを使用していたら、突然大きな警告音が鳴り、画面にウイルス感染の表示が出た。驚いて表示されている電話番号に連絡すると、「ウイルスに感染している。3年間のサポート契約が必要」と片言の日本語で言われ、約5万円をカード決済した。遠隔操作で何か作業されたが、不審な気がしたので解約したいとメールで連絡したが、返信がない。 (60歳代 女性)

【アドバイス】

★警告画面が表示されても、慌てて事業者に連絡したり、セキュリティソフトやサポートなどの契約をしたりしないようにしましょう。

★事例のような警告画面は偽の表示である可能性が高いと考えられています。

★「警告画面が偽かどうかの判断がつかない」「セキュリティソフトなどを契約しインストールしてしまった」「警告画面が消えない」などの対処方法については、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)のホームページを参考にしたり、情報セキュリティ安心相談窓口にご相談したりしましょう。

★解約しようとしても、手続きがスムーズに進まないケースも見られます。困ったときは、早めに消費生活センターにご相談ください。

※二戸消費生活センターでは、消費生活に関するトラブルや多重債務(債務整理・過払い金返還請求)などの相談に応じています。

一人で悩まずに、ぜひ相談ください。

二戸消費生活センター

相談時間 平日午前9時～午後4時 (☎23-5800)